

監査公表第 701 号

財政援助団体等監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 26 日

京都市監査委員	小	林	正	明
同	山	岸	隆	行
同	西	村	京	三
同	海	沼	芳	晴

1 平成 25 年度財政援助団体等監査（平成 26 年 5 月 2 日監査公表第 695 号）

（総合企画局－1）

指 摘 事 項
<p>1 京都岡崎魅力づくり推進協議会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 会計規程の整備</p> <p>京都岡崎魅力づくり推進協議会会計規程（以下「推進協議会会計規程」という。）について、現金出納に関する規定が置かれていなかったため、現金の管理について現金出納簿を備えていないなど、その内容に不備が見られた。</p> <p>会計規程は組織的な会計事務を行ううえでの基本となるものであることから、実務に照らし必要な整備を行うよう、京都岡崎魅力づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都岡崎魅力づくり推進協議会に対し、推進協議会会計規程に現金出納に関する規定を設けるよう指導した。</p> <p>指導後、平成 26 年 3 月 18 日に開催された京都岡崎魅力づくり推進協議会幹事会において、推進協議会会計規程が改正され、現金出納に関する規定が盛り込まれたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>1 京都岡崎魅力づくり推進協議会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 予算の執行管理</p> <p>支出は総会で決定された予算に基づいて行わなければならないが、予算を超過して支出しているものがあつた。</p> <p>予算を超過した支出を行わないよう徹底するとともに、予算の不足が見込まれる場合には、その補正等により対応するよう、推進協議会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成26年3月18日に開催された京都岡崎魅力づくり推進協議会幹事会において、総会で決定された予算を超過した支出を行わないことを指示徹底するとともに、予算の不足が見込まれる場合は、補正予算を計上するなど適正な予算執行を行うよう、京都岡崎魅力づくり推進協議会に対して指導した。</p> <p>指導後、京都岡崎魅力づくり推進協議会総会において、補正予算を計上し対応していることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>1 京都岡崎魅力づくり推進協議会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 専決権限の行使</p> <p>推進協議会会計規程によると、収入は出納役の専決事項とされているが、これを出納主任が決定しているものがあつた。</p> <p>事案ごとに専決者を確認し、専決権限を有する者が決定するよう、推進協議会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都岡崎魅力づくり推進協議会に対し、推進協議会会計規程を遵守し、事案ごとに専決者を確認し、専決権限を有するものが決定するよう指導した。</p> <p>指導後、速やかに事務の改善がなされ、全ての決定事案について、専決権限を有するものが決定していることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>1 京都岡崎魅力づくり推進協議会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(d) 領収書の取扱い</p> <p>現金による収入の際は、領収書を発行する必要があるが、発行していないものがあつた。</p> <p>領収書は、現金による収入の全件について発行するとともに、出納役は、収入決定の際に現金、現金出納簿及び領収書の控えにより確認を行うよう、推進協議会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都岡崎魅力づくり推進協議会に対し、現金による収入の際は、全件について領収書を発行するとともに、収入決定の際に現金、現金出納簿及び領収書の控えにより確認するよう指導した。</p> <p>指導後、現金による収入の際は、全件について領収書を発行していること、収入決定の際に現金、現金出納簿及び領収書の控えにより確認するなど事務の改善が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>1 京都岡崎魅力づくり推進協議会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(e) 支出の決定</p> <p>推進協議会会計規程によると、支出は全て事前に支出決定行為を行わなければならないとされているが、調達後に請求書や領収書をもって起案していた。</p> <p>支出の決定は、事前の決定を経て行うよう、推進協議会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都岡崎魅力づくり推進協議会に対し、推進協議会会計規程を遵守し、支出は全て事前に支出決定行為を行うよう指導した。</p> <p>指導後、平成26年度の支出については、見積書を添付したうえで、全て事前に支出決定行為を行っていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>1 京都岡崎魅力づくり推進協議会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(f) 資産の管理</p> <p>販売目的で作成した物品について、在庫の管理に当たり台帳を作成していなかったものや台帳の記入を誤っていたものがあつた。また、見本及び謹呈として無料配布する明確な基準を定めていなかった。</p> <p>販売目的の物品は、その販売により現金収入となるものであるため、台帳により厳格に管理するとともに、見本及び謹呈による無料配布については明確な基準を定めるよう、推進協議会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都岡崎魅力づくり推進協議会に対し、販売目的で作成した物品について、在庫管理のための台帳を作成すること、また、在庫管理のための台帳記入に誤りがないよう、複数の職員でチェックするなど措置を講じるなどし、厳格な管理に努めるとともに、見本及び謹呈として無料配布する基準を明示し、適切に基準を運用するよう指導した。</p> <p>指導後、販売目的で作成した物品に関する在庫管理台帳については、3名以上の職員で確認するなどチェック体制を強化していることを確認した。また、見本及び謹呈として無料配布する基準を明文化し、それを在庫管理台帳に明記するなどして、適切な基準の運用が徹底されていることを確認した。</p> <p>なお、販売目的で作成した物品のうち在庫管理台帳が作成されていなかったものについては、今後は販売目的で使用せず、事業啓発物品として使用するよう改めたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 財務諸表の作成</p> <p>財務諸表について、本市からの出えん金は指定正味財産に計上すべきところ、一般正味財産に計上していた。</p> <p>公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表等を作成するよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>財務諸表について、男女共同参画推進協会に対し、本市からの出えん金を指定正味財産で計上するよう指導した。</p> <p>平成 25 年度決算時から、本市からの出えん金を一般正味財産から指定正味財産に計上するよう改め、正味財産増減計算書において、適切な財務諸表が作成されていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 事業報告書の作成</p> <p>事業報告書について、公の施設の管理に係る施設使用料収入を誤って記載していた。</p> <p>適切な事業報告書を作成するよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>事業報告書について、男女共同参画推進協会に対し、十分に記載内容の確認を行い、適切に作成するよう指導を行った。</p> <p>平成 25 年度決算における事業報告書については、適切に作成されていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 小口現金の取扱い</p> <p>小口現金について、公益財団法人京都市男女共同参画推進協会小口現金取扱要綱に定める金額を超えて手許に現金を保管していたものがあり、また、小口現金出納簿を整備していないなど適切な取扱いとなっていないものがあった。</p> <p>小口現金は厳格に取り扱うよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>小口現金の管理について、厳格に取り扱うよう男女共同参画推進協会に指導し、男女共同参画推進協会においては、「公益財団法人京都市男女共同参画推進協会小口現金取扱要綱」に沿って、小口現金出納簿の整備を行うなど、適正な取扱いの徹底を行った。</p> <p>平成26年度以降については、小口現金出納簿及び小口現金受払状況報告書並びに小口現金請求兼領収書において、適切な取扱いとなっていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(d) 契約事務</p> <p>公益財団法人京都市男女共同参画推進協会経理規程上、随意契約ができる額を超える予定価格の契約において、競争入札が適当でない合理的な理由を決定書に明記せず、随意契約を締結しているものがあった。</p> <p>随意契約により契約を締結する場合は、決定書に競争入札が適当でない合理的な理由を具体的に明記するよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>男女共同参画推進協会に対し、随意契約ができる額を超える予定価格の契約において、随意契約を行う必要がある場合は競争入札が適当でない合理的な理由を決定書に明記するよう指導した。</p> <p>平成26年度以降の契約事務については、決定書において、競争入札が適当でない理由が明記されていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 委託契約の履行確認</p> <p>DV被害者支援インストラクター養成事業委託契約書によると、事業終了後、速やかに事業報告書を提出し、また、契約期間満了後、速やかに委託事業終了報告書を提出するものとされているが、事業報告書及び委託事業終了報告書の提出を受けていなかった。</p> <p>事業報告書及び委託事業終了報告書について、報告事項等を明確に定めたい。また、事業報告書及び委託事業終了報告書の提出を求め、委託業務が適正に履行されたことの確認を行いたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>男女共同参画推進協会に対し、DV被害者支援インストラクター養成事業委託契約書に沿って、事業終了後は事業報告書を、契約期間満了後は委託事業終了報告書を速やかに提出するよう指導し、平成25年度については、契約期間満了後、速やかに当該報告書の提出を受けた。また、平成26年度の委託契約からは、契約書において、提出期限及び報告事項を明確に定めた。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成26年6月11日の文化市民局内研修会や同月9日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 補助金の交付額の決定等</p> <p>京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）によると、補助事業等の実績を調査したうえで補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、実績報告書の確認後、交付額の決定及び男女共同参画推進協会への通知を行っていなかった。</p> <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘事項については、今後、補助金を取り扱う際に適正な事務を行うよう、所管課で周知徹底した。</p> <p>なお、指摘のあった公益財団法人男女共同参画推進協会補助金については、平成24年度をもって廃止している。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成26年6月11日の文化市民局内研修会や同月9日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 公金収納に係る事務</p> <p>京都市男女共同参画センター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）及び付属設備使用明細書については、公金収納の根拠となる書類であるが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 付属設備の使用変更について、適切に記載していないものを受領していた。・ 使用許可申請書及び付属設備使用明細書に公金収納受託者印を押印していなかった。 <p>使用許可申請書及び付属設備使用明細書の記載内容の確認等は適切に行うよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>男女共同参画推進協会に対し、使用許可申請書及び付属設備使用明細書の記載内容の確認等を適切に行うよう指導した。</p> <p>男女共同参画推進協会においては、付属設備の使用変更の記載誤りや使用許可申請書及び付属設備使用明細書の公金収納受託者印の押印漏れがないよう、担当者に周知するとともに、処理をした担当者と上司でダブルチェックを行うよう確認方法を改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 事業報告書の提出</p> <p> 指定管理に関する協定書によると、事業報告書の提出は翌年度の4月末日までにしなければならないとされているが、この期限内に受領していなかった。</p> <p> 事業報告書の受領は、適正に行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>男女共同参画推進協会に対し、事業報告書については、協定書に基づき翌年度の4月末日までに提出するように指導を行い、平成25年度については、平成26年4月28日に事業報告書の提出を受けた。</p> <p>加えて、文化市民局として、同年6月11日の文化市民局内研修会や同月9日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 貸与物品の管理</p> <p> 物品の貸与及び管理に関する協定書について、前年度の貸与物品一覧を添付していた。</p> <p> 物品の貸与に当たっては、貸与物品一覧と現物とが一致することを確認したうえで協定を締結されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>貸与物品については、協定書に添付する資料に誤りがあったため、正しい年度のものに差替えを行った。平成26年度においては、男女共同参画推進協会に貸付を行っている物品について、貸与物品一覧表と現物との照合を行い、同年4月1日付けで新たに協定を締結した。</p> <p>加えて、文化市民局として、同年6月11日の文化市民局内研修会や同月9日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都市ユースサービス協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 財務諸表の作成</p> <p>財務諸表の作成において、以下のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 貸借対照表において基本財産への充当額及び特定資産への充当額の内書きをしていなかった。・ 正味財産増減計算書を定められた様式で作成していなかった。 <p>公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表を作成するよう、ユースサービス協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>ユースサービス協会に対し、平成 25 年度決算から、貸借対照表に基本財産への充当額及び特定資産への充当額の内書きを行うよう指導した。また、正味財産増減計算書も定められた様式で作成するよう指導した。</p> <p>これを受け、ユースサービス協会は、顧問税理士と相談し、財務諸表を公益法人会計 20 年度基準に適合するよう科目も修正、訂正し、所管課においてはこれを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都市ユースサービス協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 受託事業経費の支出</p> <p>本市からの受託事業実施において、支出するべきではない経費を支出し、収支報告をしているものがあった。</p> <p>受託事業の実施に当たっては、必要な経費のみを支出し、収支報告を行うよう、ユースサービス協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘を受けた支出については、ユースサービス協会に対し、口頭で平成26年度からは正すよう指導した。</p> <p>これを受け、ユースサービス協会は、不適正な事務を改めるとともに、平成26年3月20日のユースサービス協会所属長会において、再発防止のため団体職員に対し周知徹底を行っており、所管課においては周知徹底されたことを確認している。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都市ユースサービス協会</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 交付の条件</p> <p>補助金条例によると、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付して交付するものとされているが、必要な条件を付さずに交付決定をしていた。</p> <p>補助金条例に従い、必要な条件を付して補助金の交付を決定するよう、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助金の交付について、平成 26 年度分から交付決定に必要な条件を付すとともに、適正な事務処理のため、平成 26 年 4 月 1 日付けで京都市ユースサービス協会補助金交付要綱の改正を行った。また、同日付けで平成 26 年度の補助金交付予定通知をユースサービス協会に送付した際、要綱改正について説明し、理解を得た。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成 26 年 6 月 11 日の文化市民局内研修会や同月 9 日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都市ユースサービス協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 公金収納に係る事務</p> <p>京都市青少年活動センター条例（以下「青少年活動センター条例」）によると、青少年活動センターを使用する者は、原則として使用料を前納しなければならないとされているが、特別の理由なく使用後に徴収しているものや未徴収となっているものがあった。</p> <p>使用料の徴収については、青少年活動センター条例に従い、適正な事務を行うよう、ユースサービス協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>ユースサービス協会に対し、指摘のあった下京青少年活動センターの未徴収の使用料を徴収するよう指導を行うとともに、すべての青少年活動センターに指摘事項の周知を行い、使用料の前納を徹底するよう指導した。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都市ユースサービス協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 指定管理業務に係る事業報告</p> <p> 指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書には、指定管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、収入の一部を記載していない事業報告書を受領していた。</p> <p> 事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>ユースサービス協会に対し、平成 25 年度の事業報告書から、指定管理業務に関連するすべての収入を報告書に記載するよう指導を行い、指摘後は、記載されていることを確認のうえ受領している。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成 26 年 6 月 11 日の文化市民局内研修会や同月 9 日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都市ユースサービス協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 貸与物品の管理</p> <p> 本市からの貸与物品について、物品の貸与及び管理に関する契約書に記載していないものがあった。</p> <p> 京都市物品会計規則（以下「市物品会計規則」という。）の趣旨に沿って、適正に貸与契約を締結するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘のあった物品については、貸与物品として契約書に記載したうえで消耗品一覧に追記した。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成 26 年 6 月 11 日の文化市民局内研修会や同月 9 日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>4 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 料金徴収事務の委託</p> <p>委託業務仕様書に具体的に内容を定めることなく、京都コンサートホールの駐車場における利用料金の徴収、回収、収納報告等の事務を、施設警備の委託先である警備会社職員に行わせていた。</p> <p>現金の取扱いを伴う業務委託については、業務の仕様等を具体的に定め、責任の所在等を明確にしたうえで委託するよう、音芸財団に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>音芸財団に対し、指摘事項の指導を行った。</p> <p>料金徴収事務の委託については、平成27年度から業務委託仕様書を変更し、駐車場における利用料金の回収及び収納報告等の仕様等を具体的に定めた委託契約を締結する予定であり、変更後の内容による契約締結までの間については、料金徴収事務全般を音芸財団の職員が行うよう改められたことを確認した。</p> <p>また、催物終了時に行っていた警備員による利用料金の徴収については廃止し、精算機のみで処理するよう改められたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
4 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 (2) 出資団体監査 a 団体関係 (b) 団体所有の備品管理 音芸財団で取得した物品について、備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかった。 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団経理規程に基づき適正に管理するよう、音芸財団に対して指導し、改められたい。

講 じ た 措 置
音芸財団に対し、備品の適正な管理について指導を行い、指摘のあった備品については備品台帳に記録され、また、今後の適正な管理のため、備品管理台帳の様式変更等、備品管理に関する事務が改善されたことを確認した。

指 摘 事 項
<p>4 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 再委託の承諾</p> <p>指定管理に関する協定書において、第三者への委託が可能とされた業務以外の業務について、市の承認を得ることなく再委託が行われていたものがあった。</p> <p>再委託に当たっては、あらかじめ文書による承諾を得たうえで行うよう、音芸財団に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>音芸財団に対し、指摘事項の是正を指導し、協定書において第三者への委託が可能とされた業務以外の業務のうち、市の承認を得ることなく再委託が行われていた業務については、音芸財団の職員で対応するよう改められたことを確認した。</p> <p>また、再委託を行う場合は、あらかじめ文書により本市の承認を得るよう指導した。</p>

指 摘 事 項
<p>4 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 貸与物品の管理</p> <p> 本市から音芸財団に対して指定管理業務に要する物品を貸与しているが、物品の貸与及び管理に関する協定書に記載されていない本市の備品があるなど適正に管理されていないものがあった。</p> <p> 定期的に備品台帳と物品との照合を行うなど、適正な物品管理に向けて、具体的に取り組まれない。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘のあった物品については、消耗品に該当するものを除き、備品台帳に登載した。</p> <p>また、音芸財団への貸与物品について確認を行い、物品の貸与及び管理に関する協定書への記載を漏らしていた物品については、協定書を平成 26 年 10 月 1 日付けで変更し記載した。</p> <p>加えて、文化市民局として、同年 6 月 11 日の文化市民局内研修会や同月 9 日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>5 財団法人京都市体育協会（現 公益財団法人京都市体育協会）</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 契約事務</p> <p>契約を行う場合はできる限り競争の原理を採り入れる必要があるが、契約を行う場合の方法及び手続について、体育協会内部における具体的な取扱いが明確には定められておらず、契約に当たって、特定の業者と随意契約を行っているもののうち、当該業者以外では履行が不可能である理由が不明確なものがあった。</p> <p>本件については、体育協会を対象とした前回の監査においても指摘し、措置を講じた旨の通知を受けていたにもかかわらず、同様の問題が再び見られたものであるため、契約の手続等の具体的な取扱いについてより明確に規定するなど、実効性のある措置を改めて講じ、同様の事例を生じさせないよう、体育協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>体育協会において、従前の「随意契約ガイドライン」を改め、「随意契約規約」として契約手続き等の具体的な取扱いを明確に規定した。また、同協会の職員に対し、「随意契約規約」及び随意契約により契約を行う際の事務取扱を定めた文書を周知し、事務処理の徹底に努めている。</p> <p>また、所管課において、同協会からの報告により、指摘事項が是正されていることを確認している。</p>

指 摘 事 項
<p>5 財団法人京都市体育協会（現 公益財団法人京都市体育協会）</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 現金出納簿の記帳</p> <p>資金前渡を受けた現金の出納状況について、現金出納簿に適正に記帳されていないものがあった。</p> <p>現金出納簿の記帳を適正に行うよう、体育協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>現金出納処理について、体育協会において、現金の出納状況を適正に現金出納簿に記帳するよう周知し、事務処理の徹底に努めた。</p> <p>また、所管課において、同協会からの報告により、企業会計に準じた形で適切に現金出納事務がされていることを確認している。</p>

指 摘 事 項
<p>5 財団法人京都市体育協会（現 公益財団法人京都市体育協会）</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 補助金の交付の決定</p> <p>補助金条例によると、補助金の申請があった場合において、当該申請に係る書類等を調査するものとされているが、財団法人京都市体育協会補助金の交付申請書に添付された事業計画書及び収支予算書が補助対象事業以外のものも含んだ体育協会全体のものであり、補助金の交付申請額の内訳に対応する補助対象事業の具体的な内容及び収支が明確になっていなかった。</p> <p>補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>体育協会に対する平成 25 年度の補助金交付について、補助対象事業費を確認するため、同協会から事業計画書及び収支予算書を改めて收受し、補助金交付申請額の内訳に対応する補助対象事業の具体的な内容が明確になっていることを確認した。</p> <p>なお、当該補助金については、平成 25 年度をもって廃止している。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成 26 年 6 月 11 日の文化市民局内研修会や同月 9 日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>5 財団法人京都市体育協会（現 公益財団法人京都市体育協会）</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(b) 補助金の交付額の決定等</p> <p>補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人京都市体育協会補助金について、実績報告に添付された事業報告書及び収支決算書が体育協会全体のものであり、補助の対象となる事業についての収支を確認することができなかった。 ・ 財団法人京都市体育協会補助金及び京都府民総合体育大会市町村対抗競技大会京都市選手団派遣補助金について、実績報告書を受領するだけで、交付額の決定及び体育協会への通知を行っていなかった。 <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置

財団法人京都市体育協会補助金については、体育協会と協議のうえ、実績報告書において補助対象となる事業の収支を確認することとし、平成 25 年度分の実績報告において提出された収支計算書等により補助対象事業の収支を確認した。また、提出された実績報告書に基づき補助金の交付額を確定し、その交付額を同協会に通知した。

なお、当該補助金は平成 25 年度をもって廃止している。

京都府民総合体育大会市町村対抗競技大会京都市選手団派遣補助金については、平成 25 年度分から同協会から提出を受けた実績報告書に基づき補助金の交付額を確定し、その交付額を同協会に通知した。

加えて、文化市民局として、平成 26 年 6 月 11 日の文化市民局内研修会や同月 9 日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。

指 摘 事 項
<p>5 財団法人京都市体育協会（現 公益財団法人京都市体育協会）</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 施設の利用許可</p> <p>京都市宝が池公園運動施設条例（以下「運動施設条例」という。）によると、施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならないとされているが、指定管理者として指定を受けている京都市体育協会グループではなく体育協会の名称で利用許可を行っていた。</p> <p>運動施設条例に従い、指定を受けた指定管理者名で許可を行うよう、体育協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査での指摘を受け、運動施設条例に従い、指定管理者として指定を受けている京都市体育協会グループ名で利用許可を行うこととし、京都市宝が池公園運動施設使用許可書様式を改定した。</p> <p>また、所管課において、体育協会からの報告により、指摘事項が是正されていることを確認している。</p>

指 摘 事 項
<p>5 財団法人京都市体育協会（現 公益財団法人京都市体育協会）</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 指定管理業務に係る事業報告</p> <p> 指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書に指定管理業務のみに係る収入及び支出の内訳を記載し提出することとされているが、指定管理業務以外の自主事業に係る収入及び支出を含めて記載した事業報告書を受領していた。</p> <p> 事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>体育協会に対して指摘事項を改めるよう指示を行い、平成 25 年度の事業報告書については、指定管理業務のみに係る収入及び支出の内訳を記載し、自主事業に係る収入及び支出については記載しない形で提出を受けている。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成 26 年 6 月 11 日の文化市民局内研修会や同月 9 日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>6 時代祭協賛会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 現金出納簿の整備</p> <p>時代祭協賛会会計規則において、現金による支払や管理は認められているが、現金の管理について現金出納簿を備えておらず、現金の出納状況が不明確であった。</p> <p>現金出納簿を常備して明確な現金管理を行うよう、時代祭協賛会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の指摘に基づき、平成26年6月6日に時代祭協賛会に対し、現金出納簿を常備し、明確な現金管理を行うよう指導した。また、同年7月14日には、現金出納簿が常備され、明確な現金管理が行われていることを確認した。</p> <p>加えて、産業観光局として、同年9月2日付けで全所属へ指摘内容について通知を行ったうえで、産業総務課から各所属へ個別に説明を行い、徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
6 時代祭協賛会 (2) 財政援助団体監査 a 団体関係 (b) 会計処理 収入及び支出について、事実の発生の都度、会計帳簿に記帳していなかった。 正確な出納状況を把握するため、会計帳簿への記帳については、事実発生後速やかに行うよう、時代祭協賛会に対して指導し、改められたい。

講 じ た 措 置
監査の指摘に基づき、平成26年6月6日に時代祭協賛会に対し、収入及び支出の事実の発生の都度、会計帳簿に記帳する必要がある旨を指導した。 指導後、所管課が確認したところ、指導のとおり適正な事務がなされていることを確認した。 加えて、産業観光局として、同年9月2日付けで全所属へ指摘内容について通知を行ったうえで、産業総務課から各所属へ個別に説明を行い、徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>6 時代祭協賛会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 補助金の交付額の決定等</p> <p>補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、実績報告書を受領するだけで、交付額の決定及び時代祭協賛会への通知を行っていないかった。</p> <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の指摘に基づき、平成25年度分の補助金に対して、平成26年3月31日付けで補助金交付額決定通知を行った。また、今後、同様の誤りが起きないように、時代祭担当者マニュアルに補助金交付額決定とその通知を行う必要のある旨を記載した。</p> <p>加えて、産業観光局として、同年9月2日付けで全所属へ指摘内容について通知を行ったうえで、産業総務課から各所属へ個別に説明を行い、徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都総合福祉協会</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 再委託の承諾</p> <p>児童療育センターの管理に係る指定管理に関する協定書において第三者への委託が可能とされている業務以外の業務について、市の承諾を得ることなく再委託が行われているものがあった。</p> <p>再委託に当たっては、あらかじめ文書による承諾を得たうえで行うよう、京都総合福祉協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘事項を踏まえ、京都総合福祉協会に対し、再委託を行っていた運行管理業務について再委託承諾申請を行うよう指示した。その後、業務内容から再委託が適当であると判断したため、京都市契約事務規則第 40 条及び指定管理協定第 8 条第 2 項第 6 号（「その他甲が必要と認める事項」）の規定により、平成 26 年 4 月 1 日付けで再委託の承諾を行った。</p> <p>また、今後再委託を実施する場合には、本市と事前に協議し、あらかじめ文書による承諾を得る必要があることを両者で確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都総合福祉協会</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 専決権限の行使</p> <p>緊急修繕に係る契約及び経費の支出について、専決権限を有しない職員が決定しているものがあった。</p> <p>事案ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うよう、京都総合福祉協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘事項について、京都総合福祉協会に是正の指導を行った。</p> <p>京都総合福祉協会においては、平成 25 年度財政援助団体等監査の結果を平成 26 年 2 月 18 日の所属長会で報告し、問題点に対する改善策を協議した。また、監査における指摘事項を一つの契機として、専決権限の見直しを行うとともに、改正後の専決権限について同年 5 月 27 日に全事業所に周知した。今後は、修繕工事に係る契約事務に限らず、事務事業の内容に応じて専決権限を確認し、権限がない者が決定を行うことがないように十分に注意することとした。</p> <p>指導後、京都総合福祉協会が上記のとおり再発防止に努めていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都総合福祉協会</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 指定管理業務に係る事業報告</p> <p>指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書には、指定管理業務のみに係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、児童療育センターの収支報告において、指定管理業務以外の事業に係る収入及び支出を含めた収支の内訳を記載した事業報告書を受領していた。</p> <p>事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 25 年度の事業報告書においては、指定管理業務のみに係る収入及び支出の内訳を記載した部分と、児童療育センターで実施されているその他の事業を記載した部分とを、別項に分けて記載されていることを確認したうえで受領している。</p> <p>加えて、保健福祉局として、平成 26 年 10 月 3 日に局内全所属に対し、指摘事項のうち共通事務についての考えられる原因及び改善内容を明記した注意喚起文を配布し、適正に事務を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人京都保育センター</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 指定管理に係る収支報告</p> <p>指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書に、業務に係る収入及び支出の内訳を記載することとされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当年度の収支を適正に表した内容となっていなかった。・ 使途が不明確な支出が計上されていた。 <p>収入、支出の内容を正確に把握し、事業報告書には指定管理に係る収入及び支出の額を適正に記載するよう、保育センターに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指定管理に係る収支報告について、該当年度の指定管理に係る収入及び支出の額が適正に記載された事業報告書を提出するよう、京都保育センターに対して指示し、改善されたことを確認した。また、今後の報告においても、事業報告書には指定管理に係る収支決算額を適正に記載するよう指導した。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人京都保育センター</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 貸与物品の管理</p> <p> 本市から保育センターに対して指定管理業務に要する物品を貸与しているが、物品の貸与及び管理に関する協定書を締結していなかった。</p> <p> 適正な物品管理に向けて、具体的に取り組まれない。</p>

講 じ た 措 置
<p>本市から保育センターに対する指定管理業務に要する物品の貸与について、平成 26 年 4 月 1 日に保育センターとの間で物品の貸与及び管理に関する協定を締結した。</p> <p>加えて、保健福祉局として、平成 26 年 10 月 3 日に局内全所属に対し、指摘事項のうち共通事務についての考えられる原因及び改善内容を明記した注意喚起文を配布し、適正に事務を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>10 株式会社アーキエムズ</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 事業報告書の内容</p> <p>指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書については、業務に係る収入及び支出の内訳等を記載して提出することとされているが、収入額が実際の決算額と異なっているなど、記載内容に誤りがあるものを提出していた。</p> <p>事業報告書については、正確な内容を記載するよう、アーキエムズに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘事項を受けて、アーキエムズに対し、事業報告書には指定管理に係る正確な収支決算額を記載するよう指導した。</p> <p>アーキエムズでは、団体内の会議で指摘事例を周知し、再発防止について注意喚起を行った。また、今後は事業報告書の提出に当たり、複数名の職員で記載内容の確認を行うよう改善した。</p> <p>なお、指導後、所管課において、当該報告書の内容が是正されていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>10 株式会社アーキエムズ</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 利用料金の徴収</p> <p>自転車等駐車場の利用に伴う料金については、京都市自転車等駐車場条例(以下「自転車等駐車場条例」という。)に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めて徴収する必要があるが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の利用料金について、承認の手続を経ずに料金を定めて徴収していた。 ・ 承認を得て定めた利用料金の一部について、施設において表示を行っていないなど、当該利用料金の取扱いが徹底されていなかった。 <p>自転車等駐車場条例に従い、適正な手続及び取扱いにより利用料金の徴収を行うよう、アーキエムズに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘を受けて、アーキエムズに対し、自転車等駐車場条例に従い適正な手続及び取扱いを行うよう指導した。</p> <p>利用料金に関する承認手続が漏れていた自転車等駐車場については、直ちに「自転車等駐車場利用料金(変更)承認申請書」を提出させ、承認の手続を行った。また、料金の表示については、自転車等駐車場内にある料金表に記載した。</p> <p>なお、所管課において、指摘事項が是正されたこと及び他の自転車等駐車場で同様の事例がないことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>10 株式会社アーキエムズ</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 事業報告書の内容</p> <p>指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書については、業務に係る収入及び支出の内訳を記載して提出することとされているが、指定管理者から提出された事業報告書について、収入額が実際の決算額と異なっているなど、記載内容に誤りがあったが精査を行うことなく受領していたものがあった。</p> <p>事業報告書については、記載内容の精査を行ったうえで受領するようにされたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>所管課内で指摘事項を周知するとともに、指定管理者から事業報告書を受領する際は、指定管理に係る収支決算額との照合や記載内容の精査を行ったうえで受領するよう徹底し、所管課で使用している事務マニュアルの改善を行った。</p> <p>加えて、建設局として、財政援助団体等を所管している他の所属でも同様の誤りが生じるおそれがあるため、平成 26 年 10 月に関係所属に対し、指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>10 株式会社アーキエムズ</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 公有財産に係る帳簿の整備</p> <p> 市公有財産規則によると、公有財産の適正な管理を行うため、必要な帳簿を備え付け、公有財産の所在、数量、価額等を明確にするものとされているが、不動産借受台帳を整備していないものがあつた。</p> <p> 公有財産の適正な管理のため、必要な台帳の整備を行われたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>不動産借受台帳について、指摘を受けて直ちに整備を行った。また、その他の台帳については全て整備できていることを、所管課において確認した。</p> <p>加えて、建設局として、財政援助団体等を所管している他の所属でも同様の誤りが生じるおそれがあるため、平成 26 年 10 月に関係所属に対し、指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 公益財団法人京都市都市緑化協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 契約事務</p> <p>公益財団法人京都市都市緑化協会経理規程（以下「都市緑化協会経理規程」という。）によると、契約については、競争入札により契約の相手方を決定することが原則であり、随意契約は、契約に係る予定価格が100万円を超えないときなどに限定されているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約を行う理由を決定書に明記することなく契約を締結していた。 ・ 予定価格が100万円を超える契約について、競争入札を行うことなく見積り合わせにより契約の相手方を決定していた。 ・ 随意契約を行うに当たって、決定書における当該随意契約理由の記載が不十分なものとなっていた。 <p>都市緑化協会経理規程に従い適正な契約事務を行うよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>都市緑化協会に対し、都市緑化協会経理規程に従い適正な契約事務を行うよう、以下のとおり指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約を行う場合には、具体的な理由及びその法的根拠を決定書に明記すること。 ・ 予定価格が100万円を超える契約については、競争入札で業者を選定すること。 ・ 予定価格が100万円を超える場合と超えない場合のそれぞれについて、契約に係る決定書の事例を作成し、決定書を起案する際の参考とすること。 <p>なお、指導後、所管課において、指摘事項が改善されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 公益財団法人京都市都市緑化協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 公園施設の設置許可</p> <p>都市公園法によると、都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならないとされているが、当該許可手続を経ることなく公園施設を設置していたものがあつた。</p> <p>都市公園法に従い適正な事務を行うよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>都市緑化協会に対し、同協会が梅小路公園に設置したプレハブ倉庫について、速やかに公園施設設置許可申請書を提出するよう指導した。同協会からは、平成26年2月4日に公園施設設置許可申請書が提出され、同月14日付けで許可した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 公益財団法人京都市都市緑化協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 領収書の取扱い</p> <p>都市緑化協会が実施する講習会の受講料等の領収に当たって、領収書を作成していないものがあった。</p> <p>現金の領収に当たっては、領収書を作成するよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘を受けて、都市緑化協会に対し、指摘事項の徹底を指示した。</p> <p>同協会において、現金を収納した際は必ず領収書を発行するよう、会計責任者（緑化協会専務理事）から全職員に指導を行った。</p> <p>指導後、所管課において、指摘事項が改善されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 公益財団法人京都市都市緑化協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 再委託の承諾</p> <p> 市契約事務規則によると、契約の相手方は、文書による承諾を得ずにその義務の履行を第三者に委託してはならないとされているが、契約書に未承諾再委託を禁止する条項を記載しておらず、また、文書による承諾を得ずに再委託が行われていたものがあつた。</p> <p> 市契約事務規則の趣旨に沿って、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘を受けて、平成 26 年度における委託契約について、契約書に「乙（協会）は、甲（京都市）の文書による承諾を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承諾させてはならない。」といった条項を記載するよう改めた。また、都市緑化協会から当該条項に基づく再委託の申請があり、文書によりこれを承諾した。</p> <p>加えて、建設局として、財政援助団体等を所管している他の所属でも同様の誤りが生じるおそれがあるため、平成 26 年 10 月に関係所属に対し、指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 公益財団法人京都市都市緑化協会</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 補助金の交付の決定</p> <p>補助金の交付の決定については、補助金条例及び補助金ごとの交付要綱に従って行うものとされているが、補助金の申請書の添付資料として提出された収支予算書に、収入に関する予算の記載がなく、また、補助対象となる事業以外の経費を含んだ支出に関する予算が記載されており、補助対象事業の収支予算が明確となっていないまま受領し、交付の決定を行っていた。</p> <p>補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>都市緑化協会に対し、補助金の申請に係る収支予算書には予算を適正に記載するよう指導した。</p> <p>これを受けて、平成 25 年度分では、実績報告書の収入額及び補助対象額が明確となっており、交付決定額が適正であることを確認した。また、平成 26 年度分では、補助金の申請書の添付資料として提出された収支予算書について、収入、支出ともに指摘事項を踏まえた記載となっていることを確認し、適正であると認めただうえで、交付の決定を行った。</p> <p>加えて、建設局として、財政援助団体等を所管している他の所属でも同様の誤りが生じるおそれがあるため、平成 26 年 10 月に関係所属に対し、指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 公益財団法人京都市都市緑化協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 利用料金の徴収</p> <p>子どもの楽園の利用に伴う料金の徴収について、指定管理者は、京都市宝が池公園子どもの楽園条例（以下「子どもの楽園条例」という。）に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めて徴収する必要があるが、この承認手続を経ずに料金を定めて徴収していた。</p> <p>子どもの楽園条例に従い、適切な手続を経て料金を徴収するよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>都市緑化協会に対し、子どもの楽園駐車場の利用料金について、申請手続を行うよう指導した。同協会からは、平成26年8月4日に申請を受け、これを承認した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 公益財団法人京都市都市緑化協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 貸与物品の管理</p> <p> 指定管理に関する協定書に基づき、本市から貸与している物品について、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定書に記載していない本市の物品があるなど、協定書の内容と実際の貸与状況が一致していなかった。 ・ 本市の備品について、所管換えの手続を行っていないかった。 <p> 市物品会計規則の趣旨に沿って、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>本市からの京都市都市緑化協会に対する貸与物品について、協定書の内容に不備があったため、実際の貸与状況に応じた内容となるよう協定書の記載を改めた。また、所管換えが漏れていた備品については、直ちに所管換えの手続を行った。</p> <p>加えて、建設局として、財政援助団体等を所管している他の所属でも同様の誤りが生じるおそれがあるため、平成26年10月に関係所属に対し、指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 公金収納に係る事務</p> <p>京都市生涯学習総合センター条例（以下「生涯学習総合センター条例」という。）によると、京都市生涯学習総合センターを使用する者は、原則として使用料を前納しなければならないとされているが、特別の理由なく使用後に徴収しているものがあつた。</p> <p>使用料の徴収については、生涯学習総合センター条例に従い、適正な事務を行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>後納の申出があつた場合には、その必要性を検討し、京都市生涯学習総合センター条例第8条第3項に該当すると事前に認めた場合においてのみ、利用後の徴収とするよう改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 再委託の承諾</p> <p>京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等に関する委託契約書(以下「委託契約書」という。)によると、受託者は、市の承諾を得ずに業務を第三者に委託してはならないとされているが、承諾を得ずに再委託が行われていたものがあつた。</p> <p>再委託に当たっては、あらかじめ文書による承諾を得たうえで行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>生涯学習振興財団に委託している生涯学習事業について、第三者に再委託を行う場合は事前に文書による承諾を得たうえで行うよう指導し、平成26年度から改めた。</p>

指 摘 事 項
12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団 (2) 出資団体監査 b 所管課関係 (b) 行政財産の目的外使用料等 生涯学習振興財団の収益事業に関する行政財産の目的外使用料等について、次のような事例があった。 <ul style="list-style-type: none">・ 使用許可後、使用料を速やかに調定していなかった。・ 目的外使用に伴う実費を徴収していなかった。 使用料の調定は遅滞なく行うとともに、実費についても徴収するよう、改められたい。

講 じ た 措 置
平成 26 年度から目的外使用許可後、使用料を速やかに調定するよう改めた。 また、目的外使用に係る実費の徴収については、平成 26 年 2 月分から直ちに調定を行い徴収するよう改めた。

指 摘 事 項
12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団 (3) 財政援助団体監査 a 所管課関係 (a) 補助金の交付の決定 補助金の交付の決定については、補助金条例及び補助金ごとの交付要綱に従って行うものとされているが、交付要綱に規定する申請期日を大幅に超過した申請に基づき補助金の交付を決定していた。 補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

講 じ た 措 置
補助金の交付申請については、交付要綱に従い補助対象事業開始の14日以上前に行うよう生涯学習振興財団に指導するとともに、交付要綱の定める期日までに申請されていることを確認し交付決定を行うよう改めた。

2 平成 24 年度財政援助団体等監査（平成 25 年 4 月 25 日監査公表第 681 号）

（産業観光局－1）

指 摘 事 項
<p>4 株式会社京都産業振興センター</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(b) 貸与備品の管理</p> <p>指定管理業務に要する備品のうち、本市がリースにより調達し貸与している物品について、市の備品台帳への記録及び指定管理に関する協定書別表への記載を行っていなかった。</p> <p>市物品会計規則の趣旨に沿って、適正に備品管理を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>リースにより調達し貸与している物品について、平成 26 年度から備品台帳への記録及び指定管理に関する協定書別表への記載を行った。</p> <p>加えて、産業観光局として、平成 25 年 9 月 17 日の局課長会にて、指摘を受けた問題点や改善措置等についての資料配布と説明を行い、各所属長を通じて全職員に周知徹底を行った。さらに、平成 26 年 9 月 2 日付けで全所属へ指摘内容について通知を行ったうえで、産業総務課から各所属へ個別に説明を行い、徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>4 株式会社京都産業振興センター</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(c) 行政財産の目的外使用許可</p> <p>行政財産の目的外使用については、京都市公有財産規則（以下「市公有財産規則」という。）に基づき事務処理を行うこととされているが、所定の手続を経ることなく施設を目的外に使用させているものがあつた。</p> <p>行政財産の目的外使用の許可手続を適正に行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の指摘に基づき、京都産業振興センターに行政財産の目的外使用許可を申請する必要がある旨を説明し、協議を重ねた結果、同センター側から目的外使用の許可申請が行われ、平成26年10月から目的外使用の許可を行った。</p> <p>加えて、産業観光局として、同年9月2日付けで全所属へ指摘内容について通知を行ったうえで、産業総務課から各所属へ個別に説明を行い、徹底を図った。</p>

(監査事務局)